

新宮町告示第135号

令和6年第4回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年11月19日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和6年11月29日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

江口 正明君	片岡 誠治君
温水 眞君	安武久美子君
庵原 伸一君	西 健太郎君
大牟田直人君	横大路政之君
北崎 和博君	牧野真紀子君
上畝地白馬君	松井 和行君

○11月29日に応招した議員

全員

○12月2日に応招した議員

全員

○12月3日に応招した議員

全員

○12月10日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

令和6年 第4回（定例）新 宮 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和6年11月29日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和6年11月29日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第98号議案 専決処分について（令和6年度新宮町一般会計補正予算について）
- 日程第4 第99号議案 新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第100号議案 新宮町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第101号議案 新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第102号議案 新宮町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第103号議案 新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第104号議案 令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第10 第105号議案 令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 第106号議案 令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第12 第107号議案 令和6年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第13 第108号議案 令和6年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第14 第109号議案 令和6年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第15 第110号議案 工事請負契約の締結について（新宮東中学校武道場空調機設置工事）
- 日程第16 第111号議案 工事請負契約の変更について（相島小学校校舎及び体育館屋上防水・外壁改修工事）
- 日程第17 報告第25号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第18 報告第26号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第98号議案 専決処分について（令和6年度新宮町一般会計補正予算について）
- 日程第4 第99号議案 新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制

定について

日程第5	第100号議案	新宮町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	第101号議案	新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	第102号議案	新宮町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	第103号議案	新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	第104号議案	令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
日程第10	第105号議案	令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第11	第106号議案	令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第12	第107号議案	令和6年度新宮町水道事業会計補正予算について
日程第13	第108号議案	令和6年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
日程第14	第109号議案	令和6年度新宮町一般会計補正予算について
日程第15	第110号議案	工事請負契約の締結について(新宮東中学校武道場空調機設置工事)
日程第16	第111号議案	工事請負契約の変更について(相島小学校校舎及び体育館屋上防水・外壁改修工事)
日程第17	報告第25号	新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
日程第18	報告第26号	例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

1 番	江口 正明君	2 番	片岡 誠治君
3 番	温水 眞君	4 番	安武久美子君
5 番	庵原 伸一君	6 番	西 健太郎君
7 番	大牟田直人君	8 番	横大路政之君
9 番	北崎 和博君	10 番	牧野真紀子君
11 番	上畝地白馬君	12 番	松井 和行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 美和君 議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桐島 光昭君	副町長	田中 真人君
教育長	小川 隆弘君		
総務課長	森 和也君	地域協働課長	安河内正路君
政策経営課長	高木 昭典君	税務課長	末永富士美君
住民課長	堺 好行君	健康福祉課長	尾田 繁男君
子育て支援課長	山口 望美君	産業振興課長	森 真二君
環境課長	片山 勇二君	都市整備課長	稲光 豊君
上下水道課長	高橋 忠久君	会計管理者	桐島 聡君
学校教育課長	桐島 貴幸君	社会教育課長	井上 和広君
代表監査委員	吉田 雅文君		

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） ただいまから、令和6年第4回新宮町議会定例会を開会します。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、江口正明議員、2番、片岡誠治議員、事故に備えて3番、温水眞議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（松井 和行君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月10日までの12日間といたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月10日までの12日間に決定いたしました。

会議の日程は、別に配付いたしております定例会日程表のとおりですので、議員並びに執行部

のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（桐島 光昭君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和6年第4回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員の皆様のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年もあと1か月余りとなりました。振り返りますと、1月元旦に発生いたしました石川県能登半島地震と翌2日に起きた民間旅客機と海上保安庁所属航空機の衝突事故といった衝撃的な出来事で、令和6年は幕をあげました。8月には、宮崎県日向灘沖で震度6弱の地震が発生し、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表され、9月には能登半島豪雨が発生し、石川県は同じ年に2度も被災するなど、各地で大規模な災害が本年も発生いたしております。本町は幸いにも大きな災害は発生いたしていませんが、改めて災害への備えの重要性を痛感したところでございます。また、7月に開催されましたパリ五輪2024や8月に開催されたパリパラリンピック2024、9月に50／50を達成したメジャーリーグ、ロサンゼルスドジャースの大谷翔平選手のMVP獲得など、日本人アスリートの活躍が目覚ましく、大いに感動したところでございます。そのほか国内におきましては、7月には平成16年以来20年ぶりとなる新たな紙幣が発行され、10月には2期約3年続いた岸田内閣から新たに石破内閣が誕生するなど、変化の年でもございました。

本町におきます主な出来事といたしましては、3月に新宮東幼稚園を新宮幼稚園に統合し、町立幼稚園は立花幼稚園との2園体制で4月を迎えました。9月には町道の野～寺浦線の一部整備が完了し、コミュニティバス、マリックスの運行も予定をいたしております。また、スマートインターチェンジの準備段階調査着手箇所国土交通省から新宮町が選定され、現在、準備会を開催し、関係者により検討を進めているところでございます。10月には宮城県で開催されました第30回全国消防操法大会におきまして、新宮町消防団第3分団がポンプ車の部で全国優勝を成し遂げ、前回の第29回の小型ポンプの部で全国優勝を成し遂げました第4分団に引き続き、2大会連覇2目種制覇の快挙となっております。また、10月1日からは新宮町のLINE公式アカウントを開設し、子育て情報や防災情報など、様々な情報を配信するなど、ICT化を進めているところでございます。

令和7年に向けました取組といたしましては、相島診療所の看護師として募集しておりました地域おこし協力隊員2名の採用が決まり、1月から着任する予定となっております。このことを契機に、相島地域における医療福祉の課題解決に向けた取組につなげていけたらと考えておるところでございます。また、新町民体育館の建設構想につきましては、新体育館建設庁内検討委員

会において、建設の要否も含め、議論を重ね、方向性を今後示していきたいと考えております。現在、組合施行で進められております下府土地区画整理事業及び三代土地区画整理事業は順調に進捗しており、また新宮中央浄化センター、アクア新宮の増設整備につきましては、現在、国や県と調整を鋭意進めているところでございます。生活環境の整備は、町民の生活に直結する課題ですので、効果的かつ迅速に対応してまいり所存でございます。

最後に、令和7年4月1日に新宮町合併70周年を迎えるにあたり、記念事業の検討を進めております。まだ企画の段階でございますが、記念式典やイベントの開催、記念グッズや印刷物の作成など、自由な意見やアイデアを町職員に求めるとともに、町民の皆様からもアイデア等をお聞きし、記念事業にふさわしい内容の絞り込みを進めていきたいと考えております。より詳細な内容が固まり次第、議会にもご報告する予定といたしております。

今後も新宮町を福岡県の至宝にをスローガンに、第6次新宮町総合計画に掲げる事業を進め、20年後、30年後も変わらず、私たちの子や孫、未来を生きる世代に責任を持った持続可能なまちづくりを実現するため尽力してまいります。

それでは、本日提案しております議案は、専決処分の報告1件、条例の制定5件、令和6年度補正予算6件、契約議案2件の計14議案、また諸報告として2件となっております。

なお、追加議案等の予定もございます。ご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第98号議案

○議長（松井 和行君） 日程第3、第98号議案、専決処分について、令和6年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） おはようございます。

第98号議案、専決処分について。令和6年度、新宮町一般会計補正予算について。令和6年11月1日付で専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

理由といたしまして、福岡県議会議員の辞職に伴い、福岡県議会議員補欠選挙に関する経費が必要となったため、令和6年度、新宮町一般会計補正予算を地方自治法第179条、第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。2枚目に専決処分書を添付しております。

1 ページをお願いいたします。第 1 条、歳入歳出予算の補正としまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,177 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 159 億 5,592 万 5,000 円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、10、11 ページをお願いいたします。2 款 4 項 3 目県知事県議会議員選挙費は、1 節報酬にパートタイム会計年度任用職員及び投票管理者等に対する報酬、3 節職員手当等に選挙事務に従事する職員の手当、8 節旅費に期日前及び当日の投票管理者及び立会人に対する費用弁償等、10 節需用費にポスター掲示板や事務用品などの消耗品や印刷製本費など、11 節役務費に入場券の発送などの郵便料金や選挙機器の保守に関わる費用など、12 節委託料に選挙公報の配布や開票支援システム改修委託にかかる費用、13 節使用料及び賃借料に選挙用備品のリース料をはじめ各種使用料、14 節工事請負費にポスター掲示板の設置及び撤去にかかる費用を計上しています。

次に、歳入予算について説明いたします。8、9 ページをお願いいたします。特定財源として 16 款 3 項 1 目 4 節県知事県議会議員選挙事務委託金 500 万円を充当し、20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金で収支調整をしております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

横大路議員。

○議員（8 番 横大路 政之君） はい。財源についてお尋ねをいたします。

国県支出金 500 万円、これは多分何らかの定額なんでしょう、問題は一般財源が 677 万円入れているんですが、この財源の使い道、一般財源の使い道についてご説明ください。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。

基本的には県議の選挙になりますので、基本的には県のほうが全て費用負担するというのが原則ですけども、現状は上限が定められておりまして、一部、町の手出しが出るケースもございます。

今回、執行経費については執行残もかなり出るのではないかとということもありますので、全額、歳入のほうで県費の補助金を見ておりません。500 万円は最低限くるのではないかとということでも今考えておりますので、もう少し追加の決定が来るのではないかとということで考えています。ですので、あまり町の手出しがないような執行の仕方を今後考えていきたいと、今現在それを手出しが出ないような執行をしていきたいというふうに考えております。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8 番 横大路 政之君） ちょっと今の説明、僕よく分からんのですが、簡単に言うと予

算をこれだけ計上していますが、実際には執行残が出るんじゃないかというような説明だったんでしょ。

これも国の、例えば選挙でいけば、法定受託事務ということに多分なるんでしょ、国政選挙になれば。県も多分同じような、位置づけとしては同じようなこと、要するに県の事務を市町村が受けると。そうすると僅かなっていうか、要するに何がしかの一般財源の投入、これは今までもあったし、それをとやかく言うつもりはないですが、半分以上、一般財源を50パーセント超えているということ自体に、私はどうもいまいち納得できないんですが、決算を見て判断してくださいなんて話になってくると、そんなばかなと、議会は予算レベルでやらないと意見を言いようがないですから、終わった話なんでね。だから、やっぱりその辺の財源の計画性っていうのは、明確にやっぱり示してもらふ必要があると思う。だから、例えば500万円で県が打切りしてもらふ、そんなばかな話があるかと。

要するに、これだけの事務をするには、これだけかかるんだから、それだけ負担しろと。特に今回は定例の選挙ではなくて、要するに補欠選挙ですからね。そこに市町村がそれだけのお金を支出すること自体は、私はどう考えても理解できない。だから、どういうふうな今後、推移をするのか見ないと分からない部分もあるんでしょうが、少なくとも県に対して、そういう財源の手当では、きちんとしてくれよということは、やっぱり申し入れるべきだろうというふうに思うんですね。今回の予算を見る限りでは。

その辺のことをどう対応するのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。おっしゃるとおり、県の補助金で全額対応するのがやっぱり基本だというふうには考えております。

実際、最低限の、これ以上絶対くるだろうというところで、今回予算組みをさせていただいてますので、かなり低めに見積もっているところは多少あります。ですので、今後の予算の計上の仕方についても、もう少し考えていきたいなというふうに思いますし、最近はかなり県のほう、国の経費もそうなんですけど、以前に比べるとかなり経費の対象が厳しく見られるようになるというところもありまして、なかなか全部そろえとかいうことができないような状況もちょっと出てきていますので、計画的な選挙の状況を見ながら、必要なものを必要な分だけ用意していくというような形で、できるだけ町の手出しがないようなやり方を今後もやっていきたいと思っています。ですので、県の予算の計上につきましては、今後もう少し見直しをしていきたいなというふうに思います。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） くどくどと同じことを言って申し訳ないですが、私はね、市町

村が声を上げないと、県は自分たちの、自分たちのって言ったらいかんね、要するに県の考え方を一方的に市町村に押しつけてくるという状態、これは健全な県と市町村の関係ではないと思います。だから、やはりこういう予算措置では困るんだという意思表示をやはり多くの自治体があげるべきだろうと思うんです。もし、仮にこのまま推移とするなら。やっぱりそういう声を適切に県に伝えていく努力はぜひしていただきたい。答弁結構です。以上です。

○議長（松井 和行君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第98号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第98号議案は原案のとおり可決されました。もとい、第98号議案は原案のとおり承認されました。

日程第4. 第99号議案

○議長（松井 和行君） 日程第4、第99号議案、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第99号議案、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

理由としまして、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、令和6年4月から水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたため、新宮町水道条例等の一部を改正するもので、町議会の議決を求めるものです。

1ページをお願いします。第1条、新宮町水道条例第34条2項ただし書き中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるもの。第2条、新宮町簡易水道条例第34条2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるもの。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の規定は、令和6年4月1日から適用することとしています。

最後に、参考資料として2ページ目に新旧対照表をつけております。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第99号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第99号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第100号議案

○議長（松井 和行君） 日程第5、第100号議案、新宮町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 第100号議案、新宮町漁港管理条例の一部を改正する条例に条例の制定について、ご説明いたします。

はじめに、今回の条例改正の主な理由でございます。本町で管理する新宮漁港、相島漁港は、それぞれ昭和26年、昭和27年に漁港の指定を受け、50年以上が経過しております。古い漁港施設は50年以上、平成の初旬に漁港修築事業などで整備した施設でも、30年ほど経過しているため、今後、維持管理費用の増加が見込まれます。新宮漁港にある駐車場は有料であり、今後見込まれる漁港管理に要する費用を考慮した駐車場料金へ変更するため、新宮町漁港管理条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

続いて、漁港の維持管理についてご説明いたします。漁港の管理費につきましては、職員の人件費を充ててございませんので、過去10年間の歳入額と歳出額の支出差額は、平均で年間10万円程度のプラスで推移しております。しかし、今後、漁港機能保全計画に基づき、老朽化している漁港施設の改修や更新費用の増加、また本年度、新宮漁港の釣り許容のための施設整備を行っておりますので、これらの今後の維持管理費や更新費用なども考慮すると、年額で400万円程度増加すると予想しております。よって、この増額分を駐車場利用料金収入で補填できるよう料金の改正を行います。

それでは、改正の内容をご説明いたします。まず、前提といたしまして、今回の駐車場利用料金の改正は、一般利用者に対する料金改正であるため、定期券利用である相島居住者には料金改正の影響はございません。大きく影響しますのは、相島に渡ることなく新宮漁港で3時間を超えて駐車場を利用する方、主に新宮漁港で釣りをされる方になると想定しております。また、若干の影響ですが、相島に観光や釣りなどで行かれる方で、6時間を超えて駐車場を利用する方が影響を受けます。

それでは、参考資料の新旧対照を用いて説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

これまでの駐車場利用料は、入庫から30分を超え12時間以内の利用の方は300円、入庫から12時間を超え24時間以内の利用の方は500円という形で設定しておりました。この時間の区分を細分化して、入庫から30分を超え3時間以内の利用の方は、これまでどおり300円ですが、入庫から3時間を超え6時間以内の利用の方は600円に増額、入庫から6時間を超え12時間以内の利用の方は1,000円に増額となります。また、これまで入庫から24時間を超える利用の場合に、12時間ごとに100円加算することになっておる規定となっておりましたが、今回の改正により、入庫から12時間を超える利用の場合から、12時間ごとに200円の加算に増額し、利用上限も1,000円から2,000円に増額しております。なお、ただし書きとして、入庫から3時間以内の利用者を除き、相島渡船待合所で乗船券の交付確認がなされた駐車場利用券を使用して駐車場料金を支払う方は、先ほど説明いたしました料金が半分の額、2分の1の額になるように規定をいたしております。

具体的な2分の1の減額の処理方法でございますが、駐車場利用券を相島に持参していただきまして、相島渡船待合所で駐車場利用券を専用の機械に通していただくことで、新宮漁港駐車場出口で精算時に自動的に駐車場料金が2分の1の額の額になるという流れになります。

戻りまして、2ページをお願いいたします。附則といたしまして、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用すると定めております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。今の部分については、全然問題ないと思うんですけど、この駐車場の使用料というのを決算で見てたら、予算を見ていると2,000万円前後で大体、推移していますよね、この5、6年ね。いろんな使用料とか手数料とかあるんですけど、これ1番大きい、多分、金額じゃないかと思うんですよね。時代もね、やっぱりいろいろ賃上げの問題とか、世間でこの2、3年言っていますしね。来年も5パーセントぐらいはというふうに言っています。要は、デフレからね、インフレとは言わないけど、そういうところに切り替わってますんでね。この値上げをするというのは当然利用者に負担していただくということで、問題はないと思うんですよ。ちょっと思ったのは、この30分以内無料にしてあるじゃないですか。この辺というのは、例えば100円とるとかね。そういうことは考えられないのかなということと、あと、細かく区分けしている時間帯っていうのがありますけど、これ実際、今までの実績でこの時間帯は時間帯というか、大体どのぐらいのシェアがあるのかというのが分かっていますかということです。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） はい、お答えいたします。

まず、30分以内の無料の分について、金額を料金を定めたらということでございますが、約ですね、駐車場の利用者の方の約3割程度が、この料金が発生しない方が多いです。

これは、渡船の時間に送迎に來られたりする方がいらっしゃいますので、この30分間、その期間でちょっと金額が発生するのはちょっとどうかというところがございまして、その分の内容はこれまでどおりとさせていただいております。割合でございますが、令和5年度の状況で確認をいたしますと、先ほど申し上げました全体のうち3割は、この料金が発生しない方たちで、約67パーセントほどが12時間以内の利用の方になります。それから、24時間以下の方につきましては約2パーセント、そして、24時間を超える利用の方っていうのは大体1パーセント、そのような推移で大体きております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。ありがとうございました。

お迎えとかで3割ぐらいいらっしゃるということで、それを無料にするか、100円にするか、微妙な話だと思うんですけど、全体的にね、駐車場のことだけじゃなくて、いろんな使用料というのが発生していると思いますので、この駐車場なんかでも、昭和46年ですか、これ条例が、50年前ですよ。さっき言われた70年とかいう前ですんでね。だから、かなり古くからそのまま放置といったらちょっといいすぎかも分かりませんが、そういうふうになっているものがあると思うので、どの何とは言いませんけど、そういうものは全体的に見直しをする必要があるのであれば、今のタイミングで考えてもらって、次、もしくは来年、再来年とかということで見直しをしてもらったらいんじゃないかなと思いますので、返答はいいんですけど、その辺をよろしく願います。

○議長（松井 和行君） ほかにありますか。

北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。今の使用のパーセンテージですね、これは伺ったんですけども、それを今回の改正に当てはめると、約どれぐらいの増加になるんでしょうかね。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） まず、割合からご説明させていただきます。

先ほど申し上げました12時間以内の利用の方が、料金が発生する方ではほとんどでございまして、そのうち現在、予測しておりますのは、3時間以内の利用の方が大体65パーセント程度だろうと。3時間から6時間の利用の方が3割程度、それから、6時間から12時間程度が5パーセント程度、先ほど12時間以内の利用の方をちょっと100としてとらえた場合のものです。あと金額にしましては、約370万円から400万円ほど収入が増えるのではないかというふう

に考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（９番 北崎 和博君） ３時間から６時間が３０パーセントで、６時間から１２時間が今何パーセントって言われましたか。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） はい。５パーセントでございます。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（９番 北崎 和博君） はい。そしたら、３時間以内と３時間から６時間で、もうほぼ９５パーセントぐらいになるということなんでしょうけど、今ですね、今現状として２４時間を超えてって言われる方も１パーセントいらっちゃって、今回の改正で２４時間を超えてしまったら、もうかなり高い金額になると思うんですが、現状で２４時間の方は釣り客なんでしょうけど、２４時間を超える方っちゃうのは、どういった方になるんでしょうか。今現状として、どういった方になるんですかね。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） はい、お答えいたします。

２４時間の方っていうのは、相島に帰省される方とかですね。そういった方ではないかというふうに予想しております。

あと、一応、上限を今回、今までも何時間停めておいても上限は１，０００円だったんですが、今回ちょっと上限は２，０００円という形に定められまして、新宮漁港のほうでなかなか長い時間２４時間以上止められる方というのは少ないとは思いますが、相島に渡られる方はこれまでどおり２４時間、上限は１，０００円となりますので、あくまでも相島に渡られない方、新宮漁港だけでずっと駐車場利用される方に関しては、上限が２，０００円という形になります。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（９番 北崎 和博君） 今ちょっともう１回、もう１回ですね、教えてほしいんですけども、相島に里帰りされる方は、上限は２，０００円になるんですか。１，０００円ですか。

それもう１回。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） はい。

相島に帰省などで帰られる方に関しましては、これまでどおり上限は１，０００円という形になります。

○議長（松井 和行君） ほかにありますか。

横大路議員。

○議員（８番 横大路 政之君） せっかく漁港駐車場の話が出たので、お聞きしたいことが１点だけあるんですが、最近私もたまにしか使いませんが、よく感じるのは駐車車両が多いのと、ざっくり見てね。って感じるんですが、あの中に放置車両ってないですか。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） はい。今年そういった情報は聞いてないんですけども、昨年そういった状況がございました。そういった情報が大体こう時々入ってまいりますので、長く放置車両が置いてある場合には、警察のほうに照会を行ったりとかですね、中には荷物とかバックとかが入ったまま、あるような状況もございましたので、事件性がないかどうかも含めて、警察のほうに確認をさせていただいて、結果いつの間にかなくなっているという状況でございます。ですから、台数は少ないでしょうが、実際あるのはございます。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（８番 横大路 政之君） せっかく言い出した話なんで、実はあれ、例えば町の管理条例の中に、そういう場合の対処方法というのをきちっと明記して、例えば何日以上置いてある車両については、こういう処置をしますよとかっていう管理のやり方、特にさっき課長の説明では、人件費は計上されていないということだったので、逆に町の職員が対応するしかないわけですから、そういった意味では条例もしくは規則、要綱、これが今の状態でいいのかどうか。きっかけ、私の言うきっかけは放置車両なんですけどね、それ以外のことも含めて１回精査したほうがいいんじゃないかなと。せっかくこの条例改正が出ていますので、これを機に検討したらどうかなというふうに思っていますが、どうですか。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） はい、お答えいたします。

その辺り、再度規則等も含めて検証させていただいて、処理の方法等を検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第１００号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第１００号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（松井 和行君） 日程第６、第１０１号議案新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 第101号議案、新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例改正の理由は、道路法施行令が改正され、道路占用料について変更されたことに伴い、道路法施行令に準拠している新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容をご説明いたします。参考資料の新旧対照表を用いて説明いたしますので、8ページをお願いいたします。この8ページから最後の15ページまでが、占用料の額に係る別表の改正となっております。今回の改正により、占用料の項目が60項目から10項目追加し、合計70項目に増えております。もともと設定しておりました60項目の占用料については、改正がありませんでした電線類の占用料の2項目を除き、58項目の占用料を道路施行令に準じて改正しております。1番占用申請の多い電柱や電話柱で、およそ9パーセントから10パーセントの増となっておりますが、下がっているものもございますので、全体的にはおおむね2パーセントの増となっております。

続きまして、今回新たに追加した10項目の占用料について説明いたします。9ページをお願いいたします。はじめに、車両の自動運転を行うための自動運行補助施設関係の6項目の占用料について、道路施行令に準じて新たに設定しております。

続きまして、12ページをお願いいたします。下のほうの欄にありますが、道路法施行令第7条第8号に掲げる施設とあります。これは、道路敷などに道路の通行者または利用者の利便の増進に資すると認められる食事施設や購買施設など、いわゆるオープンカフェやキオスクなどを占用する場合の占用料で、地下に設けるものについての3項目を道路法施行令に準じて新たに設定しております。

続きまして、14ページをお願いいたします。表1番下の項目で、道路法施行令第7条第14号に掲げる施設とございます。これは、災害応急対策の円滑な実施のために必要と認められる防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気と供給施設などを占用させる場合の占用料で、道路法施行令に準じて新たに設定しております。新たに設定いたしましたいずれの項目も、現時点で道路占用の相談とか、そういったものが現時点であっているわけではございませんが、将来的な占用申請の可能性がゼロではありませんので、道路法施行令に準じて設定しております。

戻りまして、7ページをお願いいたします。附則といたしまして、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用すると定めております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第101号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第101号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第102号議案

○議長（松井 和行君） 日程第7、第102号議案、新宮町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 第102号議案、新宮町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

今回の条例改正の主な理由は、ただいまご議決いただきました新宮町道路占用料徴収条例の一部改正と同様に、準拠しております道路法施行令の占用料が改正されたことに伴い、新宮町法定外公共物管理条例においても占用料について所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容を説明いたします。参考資料の新旧対照表を用いて説明させていただきます。7ページをお願いいたします。この7ページから最後の13ページまでが、占用料の額に係る別表の改正となっております。今回の改正により、占用料の項目が57項目から6項目追加し、63項目に増えております。もともと設定しておりました57項目の占用料については、電線類の占用料の2項目、その他の4項目の計6項目を除き、51項目の占用料を道路法施行令に準じて変更しております。

続きまして、今回新たに追加した6項目の占用料についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。こちらは、道路占用料徴収条例にも追加した車両の自動運転を行うための自動運行補助施設関係の6項目の占用料について、法定外公共物においても、将来的な自動運行補助施設の占用の可能性を想定し、新たに設定しております。

戻りまして、6ページをお願いいたします。附則といたしまして、新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例と同様に、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用すると定めております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

温水議員。

○議員（3 番 温水 眞君） 試算が出てるんですかね。これ法定外公共物、それと先ほどの道路
占用の条例の単価の上昇によって、実際今までの実績に対して、来年度以降はどのぐらいの金額
のアップが見込めるんですか。されてなければいいですよ。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） はい、お答えいたします。

道路占用料につきまして、先ほどご議決いただきました道路占用料に関しましては、約年間で
80万円程度が増加するのではないかと考えております。算定しております。

法定外公共物につきましては、約5万円程度増加するのではと想定しております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。はい、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第102号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第102号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第103号議案

○議長（松井 和行君） 日程第8、第103号議案、新宮町公園条例の一部を改正する条例の制
定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 第103号議案、新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定に
ついて、ご説明いたします。

今回の条例改正の主な理由は、先ほどご議決いただきました新宮町道路占用料徴収条例の一部
改正と同様に、準拠しております道路法施行令の占用料が改正されたことに伴い、新宮町公園条
例においても公園の占用料について、所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1
号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容をご説明いたします。参考資料の新旧対照を用いてご説明させていただ
きます。5ページをお願いいたします。このページから8ページまでが、公園占用料の額に係る
別表第3の改正となっております。占用料については、項目数に変更はありません。合計33項

目ございまして、改正がなかった電線類の占用料の２項目を除き、３１項目の占用料を道路施行令に準じて改正しております。

戻りまして、４ページをお願いいたします。附則といたしまして、新宮町道路占用徴収条例の一部を改正する条例と同様に、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用すると定めております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第１０３号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第１０３号議案は原案のとおり可決されました。

日程第９．第１０４号議案

○議長（松井 和行君） 日程第９、第１０４号議案、令和６年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第１０４号議案、令和６年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第１条、歳入歳出それぞれ２万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億８４６万３,０００円とするものでございます。

債務負担行為を第２条で設定するもので、内容につきまして、４ページをお願いいたします。渡船船艇清掃を４月に実施する予定で、３月中に契約手続を行うため設定するものでございます。

歳出について説明いたします。１０、１１ページをお願いいたします。１款１項１目事務費、３節職員手当等は、職員船員にかかります時間外勤務手当、それから児童手当につきまして、実績見込み等により増額するものでございます。

８、９ページをお願いいたします。５款１項１目１節繰越金、前年度繰越金で収支調整を行うものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第104号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第104号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第105号議案

○議長（松井 和行君） 日程第10、第105号議案、令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第105号議案、令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,400万7,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、1款1項1目一般管理費において、休業中の職員の事務を補填するための会計年度任用職員の報酬及び任用に要する経費、また職員の時間外勤務手当を増額補正しております。人件費に関しましては、12ページ、13ページに給与費明細を添付しておりますのでご参照ください。

また、2款5項1目に関しましては、国民健康保険における葬祭費補助金が予想を上回るペースで支出されていることにより、こちら補正を行うものでございます。4款1項1目特定健康診査等事業費においては、保健指導に当たる管理栄養士の時間外勤務手当を増額補正しております。

続きまして、歳入をご説明いたします。ページ戻りまして8、9ページでございます。歳入予算、先ほど説明いたしました歳出予算の財源といたしまして、5款1項1目一般会計繰入金、6款1項1目繰越金にて収支調整を図るものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第105号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第１０５号議案は原案のとおり可決されました。

日程第１１．第１０６号議案

○議長（松井 和行君） 日程第１１、第１０６号議案、令和６年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第１０６号議案、令和６年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億６,５５９万２,０００円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。１０、１１ページをお願いいたします。１款１項１目一般管理費におきましては、育児休業を取得する職員の今年度中の給与を減額し、また今年度中に不足が見込まれる郵便料金を増額補正しているものでございます。人件費に関しましては、１２ページ、１３ページに給与費明細をつけておりますので、こちらをご参照ください。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金におきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合内で増額の補正予算が可決されたことに伴いまして、構成市町村の負担金が増えたこと、こちらによる増額となっております。

続きまして、歳入をご説明いたします。ページ戻りまして８、９ページでございます。４款１項１目予算の増額にあわせまして、前年度繰越金２５万円を収入し、収支調整を図るものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第１０６号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第１０６号議案は原案のとおり可決されました。ここで、１０時４５分まで休憩いたします。

午前１０時３１分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第12. 第107号議案

○議長（松井 和行君） 日程第12、第107号議案、令和6年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第107号議案、令和6年度新宮町水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和6年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款水道事業収益は、補正予算額31万2,000円を増額し、合計7億5,392万3,000円とするものです。

支出、第1款水道事業費用は、補正予算額134万8,000円を増額し、合計の7億1,436万9,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費98万8,000円を増額し、合計の7,869万6,000円とするものです。

8、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、まず支出から説明いたします。1款1項3目総係費は、職員の休職に伴い、会計年度職員がパートタイムからフルタイムに変わったことに伴う人件費に関するもので、134万8,000円増額するものです。次に収入の説明をします。1款2項2目補助金、他会計補助金は、児童手当の制度改正に伴い、児童手当補助金を増額するものです。

4ページから6ページにかけて、給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第107号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第107号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 13. 第 108 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 13、第 108 号議案、令和 6 年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第 108 号議案ですけれども、すみません、先に 1 ページのほうをご覧になってもらっていいですか。すみません、そこに議案の出した分について、議案を提出した際にはついていなかったんですけど、皆さんにお送りするデータのほうで、収入の「入」の下にシャープが何か入ってしまったので、すみません、それはないものとしてご覧ください。すみません。

それでは、説明をさせていただきます。第 108 号議案、令和 6 年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

1 ページをお願いします。収益的収入及び支出、第 2 条、令和 6 年度公共下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第 1 款下水道事業収益は、補正予算額 11 万 6,000 円を増額し、合計の 9 億 5,303 万 1,000 円とするものです。支出、第 1 款下水道事業費用は補正予算額 14 万円を増額し、合計の 9 億 3,708 万 7,000 円とするものです。

4、5 ページをお願いします。収益的収入及び支出、まず支出から説明いたします。1 款 1 項 4 目総係費は、児童手当の制度改正に伴い、児童手当を増額するものです。

次に、収入の説明をします。1 款 2 項 2 目補助金、他会計補助金は、先ほどの支出同様、制度改正に伴い、児童手当補助金を増額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 108 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 108 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 14. 第 109 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 14、第 109 号議案、令和 6 年度新宮町一般会計補正予算につ

いてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 第109号議案、令和6年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31億6,259万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億1,852万円とするものでございます。

第2条繰越明許費の補正及び第3条債務負担行為の補正につきましては、5ページになります。第2表、繰越明許費補正は、追加として3事業を計上しております。8款4項の電柱化推進事業（下府土地地区画整理組合）、そして社会資本整備事業及び10款2項の施設整備工事費（新宮小学校受水槽更新）は、本年度中に事業が完了しない見込みのため計上するもので、金額は記載のとおりでございます。

第3表、債務負担行為補正は、追加として議場システム改修委託料ほか、記載の計9件につきましては、令和7年度に実施する事業について、本年度中に業者との契約や準備をする必要があるためです。上から2行目、3行目のタブレット通信料2件につきましては、令和7年度から令和12年度にかけて使用するタブレットの更新に伴い、通信サービスの申込みを行う必要があるため計上するもので、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、歳出の予算を説明いたします。款を追いながらの説明の前に、人件費に係るものを説明いたします。令和6年10月1日付、新規採用職員配属に伴う給料、手当の増、一般職員の産休育休等に伴う給料の増減、家族状況の変動に伴う各種手当の増、年間見込みによる時間外勤務手当の増並びにフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の新たな任用に伴う報酬、給料、手当等の増額を行っております。

14、15ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費では、ふるさと寄附金の年度収入見込みに合わせて、12節委託料、13節使用料及び賃借料に、ふるさと納税事業関連経費、ふるさと納税事業委託料、ワンストップ特例申請受付業務委託料、公金システム使用料、ポータルサイト使用料を計上しています。5目財産管理費、10節修繕料は、正面玄関の自動ドア装置の修理などのために使います。12目コミュニティ管理費では、10節印刷製本費、12節委託料及び14節工事請負費にマリックスの路線及びダイヤ変更に伴い必要となる経費を計上しています。13目まち・ひと・しごと創生総合戦略費、18節相島空き家活用移住促進事業補助金は、看護師として採用する地域おこし協力隊の相島への移住に加えて、当初予算を超える申請が見込まれるため、補助金を追加計上するものです。14目諸費、10節修繕料は、防犯灯に係るもの

で、当初見込みより件数の増により追加計上しています。

16、17ページをお願いいたします。4項3目県知事県議会議員選挙費、11節郵便料金は、令和6年10月1日の料金改定に伴う不足見込み分、選挙用機器オペレータ派遣料は、人件費上昇に伴う不足見込み分を計上するものです。3款1項1目社会福祉総務費、27節国民健康保険特別会計繰出金は、当該特別会計の人件費等の増による繰出金の増です。2目福祉センター管理費、10節光熱水費は、原油価格の高騰、国の補助終了に伴い、不足する見込みとなる電気代等を計上するものです。

18、19ページをお願いいたします。7目障害者福祉費、12節システム改修委託料は、就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化及び同一世帯における複数児童の上限管理に伴うシステム改修を実施するため、19節自立支援給付費、障害児自立支援給付費は、利用日数の増などにより不足が見込まれるため、22節令和5年度の国県各種支出金を実績に基づき、返還するために計上するものです。特定財源といたしまして、15款1項1目2節障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費国庫負担金、15款2項2目2節地域生活支援事業費補助金並びに16款1項2目2節障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金を充当しています。2項1目児童福祉総務費、22節は、令和5年度の国県各種支出金を実績に基づき、返還するための経費するために計上するものです。2目母子等福祉費、22節ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金返還金は、令和5年度の事業実績がなかったため返還するものです。

20、21ページをお願いいたします。3目児童福祉施設費、22節は、令和5年度の国県各種支出金の実績に基づき、返還するため計上するものです。4目シーオーレ新宮管理費、13節コピー使用料は、これまでの使用実績に基づき、不足が見込まれるため、14節施設整備工事費は、調査等により判明した漏水箇所3か所の修復工事を実施するためのものです。6目ひとり親家庭と医療対策費、19節ひとり親家庭等医療費は、実績に基づき、不足が見込まれるため計上するもので、特定財源といたしまして、16款2項2目9節ひとり親家庭等医療費補助金を充当しています。4款1項2目予防費、12節システム改修等委託料は、新型インフルエンザ及び子宮頸がん検診に関する中間サーバー連携改版に対応するため、健康管理システム改修に伴う経費を計上するものです。3目母子衛生費、12節健康管理システム更新委託料は、肺炎球菌20価ワクチンの対応などのための健康管理システム更新に伴う経費を計上するものです。22節出産・子育て応援交付金国庫返還金は、実績に基づき返還するため計上するもので、特定財源といたしまして、15款2項3目2節母子保健衛生費国庫補助金を充当しています。

22、23ページをお願いいたします。4目未熟児医療対策費、19節未熟児養育医療費は、実績に基づき、不足が見込まれるため計上するもので、特定財源としまして、15款1項2目1節及び16款1項3目1節未熟児養育医療費負担金を充当しています。6款1項4目農地費は、

特定財源として、１８款１項３目１節企業版ふるさと寄附金を充当したことによる財源更正です。３項３目漁港管理費、１７節漁港管理用備品購入費は、先ほどの新宮町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてにありました割引に対応するため、備品を購入するためのものです。

２４、２５ページをお願いいたします。８款２項１目道路維持費、１０節光熱水費は、街路灯、新宮中央駅自由通路の電気料金が実績に基づき、不足が見込まれるため、１４節町道補修工事費は、例年に比べて草刈り要望などの対応が多く、区要望未対応分の維持補修工事を実施するため増額するものです。３目交通安全施設費、１４節交通安全施設工事費は、杜の宮区や夜臼２区内での交通事故を受け、警察協議の結果、早急に事故防止対策工事を実施するため、本年度実施することとしていた行政区要望工事の不足分を増額するものです。

２６、２７ページをお願いいたします。４項１目都市計画総務費、１２節スマートインターチェンジ設置検討調査委託料として、検討に必要な交通解析及び測量を実施するため増額するものです。２目公園費、１０節修繕料は、公園等の修繕などが多く、今後の対応が困難なため増額するもの。光熱水費は電気料金が不足する見込みとなったため、１４節公園整備工事費は、人件費や資材高騰による新宮ふれあいの丘公園工事費の増によるものです。９款１項２目非常備消防費は、特定財源として２１款５項３目１節全国消防操法大会出場助成金を充当しています。

２８、２９ページをお願いいたします。１０款２項及び次のページ３０、３１ページになりますけども、１０款３項の各小中学校の教育振興費の１０節消耗品費は、教科書選定に伴い、糟屋地区の採択協議会において、一部採択替えを行うことにより、必要となる教師用の指導書等の購入のため増額計上しています。

２８、２９ページに戻りまして、２項８目新宮東小学校管理費及び１０目新宮北小学校管理費、１０節光熱水費は、実績に基づき、不足が見込まれるため増額計上しています。

３０、３１ページをお願いいたします。３項２目新宮中学校管理費、１０節消耗品費、１７節学校管理用備品購入費は、生徒、教職員数の増による、それに対応するための増額計上するものでございます。１４節施設整備工事費は、パソコン教室を特別支援学級で使用するための改修工事のためのものです。６目新宮東中学校管理費、１０節修繕料は、教務用パソコンなどの修繕費用を計上しております。５項１目幼稚園総務費、２２節は、令和５年度国県各種支出金の実績に基づき返還するため計上するものです。２目立花幼稚園費、１０節光熱水費は、実績に基づき、不足が見込まれるため増額計上しています。

３２、３３ページをお願いいたします。６項１目社会教育総務費、１８節全国大会等参加助成金は、申請者の増により予算が不足する見込みとなったため増額計上するものです。

３４、３５ページをお願いいたします。４目新宮町研修所管理費、１０節修繕料は、今後の緊急対応時の修繕費用を計上するものです。６目文化財保護費、１２節所有権移転登記委託料は、

横大路家住宅の無償譲渡に伴い、建物を町名義にするため経費を計上するものです。8目歴史資料館費、13節コピー使用料は、実績に基づき、不足が見込まれるため増額計上しています。7項3目体育施設費は、特定財源として18款1項2目1節企業版ふるさと寄附金を充当したことによる財源更正です。13款2項1目公営企業支出金では、18節に水道事業会計及び公共下水道事業会計に対する児童手当の負担金を計上しています。

36、37ページをお願いいたします。3項4目ふるさと応援基金費は、本年度収入見込額に合わせた基金積立金を計上したものです。6目宿泊税交付金基金費は、本年度収入見込額に合わせた基金積立金を計上したものです。特定財源といたしまして、16款2項6目2節宿泊税交付金を充当しています。

次に歳入について説明いたします。歳出において、特定財源として説明したものは省略させていただきます。12、13ページをお願いいたします。18款1項1目1節ふるさと寄附金は、25億円を計上しています。20款1項1目1節前年度繰越金で、収支調整を行っております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。5ページの債務負担行為補正のところで、A Iドリルライセンス購入費のところでちょっと質問があるんですけど、以前ですね、フィンランドがP I S Aで、P I S Aというあれですごく優秀な成績を修めていたんですけど、I C Tに大きくシフトして、P I S Aの順位を下げたというのが報道されていたと思うんですよ。それで、紙に回帰しているという、紙での学習に回帰しているっていうのが報道されていたと思うんですけど、現在A Iドリルを導入して、学力的にどう上がっているのかとか、そういうところがやっぱり先進国だったフィンランドとかが紙に回帰している状況もある中で、そういうところはちゃんと注視して、本当にA Iドリルがいいのかというのは、注視しながら予算を執行していくべきだと私は思うんですよ。そこら辺、今、A Iドリルを導入して、どういう学力的に効果がどうなのかというところを教えてください。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。A Iドリルの分につきましては、今年度から導入を行っております。学習eポータルのサービスの一環ということで、児童生徒の一人一人に対して、1問ごとの分析、A Iの分析を行っております。出題の問題、それから回答、これが徐々に分かりやすい内容というところで、数字的に実際にこれだけ伸びたというところは、ちょっと今把握しておりませんが、各学校のほうでの利用の仕方、それから使った成績のアップにつきましては、徐々に上向きのほうに展開しているというところなので、引き続き、今回も同じような形

で、単年度ごとでございますけども購入のほう考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい、分かりました。

本当にA I がいいのか、紙がいいのかというのは、まだ分からないと思うんですね。紙の反射光のほうが思考するにはいいとかいうことが言われていたりとか、透過光よりもでも単純に話を聞くだけなら透過光でもいいとか、そういう話が言われたりもするので、そういうところはぜひ分析して1番、子どもたちに良い方法を今後も検討していただきたいと思います。

答弁は結構です。

○議長（松井 和行君） ほかにありますか。

西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 35ページの横大路家住宅の所有権移転の登記のところですけども、町に移って大体年間どのぐらい維持費がかかってくるのかっていうのをちょっと算定されていたら教えてください。

○議長（松井 和行君） 社会教育課長。

○社会教育課長（井上 和広君） はい、お答えいたします。一応、年間、今現在、個人負担額で14万7,400円程度かかっておりますので、その程度の金額がかかると思っております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかに。

温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。ちょっとふるさと納税の金額が、これものすごい金額が出ていって、前年と同様に。今の状況がどうかということが一つですね、今11月ですから10月末までの実績でいいと思うんですけど。それと、これちょっとこう見てますとね、28億寄附金が上がって、累計でいくとほぼ48億円ですから、当初予算とプラスしてね。それでもろろ引いてね。条件変更になったということで、このとおりの数字で計算すると、23億8,000万円ぐらいの町の収入になるんですよ。前年が、10月までが54か、それ以降ということ、あと積み残している定期便の金額とかあったんでね。17億円なんですけども、実際プラスマイナスでいくとね、今年6億7,900万円ぐらいのプラスになるんですよ。これは、この金額でいくとね、個人の町民税とか固定資産税、年間のね、昨年の実績、それを上回るような金額で、この予算計上されているんですけども、これ現実に10月末までの数字と、あとよほどのことを頑張らないと、11月からのあと5か月間で、ものすごい数字を出さないと、こんな金額にならないと思うんですけど、これは実際やっているおもてなし協会と現実的に数字が詰められているのか

どうか、その辺をお聞かせください。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。

今回予算に組ませていただいた数字の時点は、9月末までの数字をもとに予算の計上はさせていただいています。9月末の数字で、約6年度は9億円ほど、今、寄附が集まっているんですけども、昨年、令和5年度については、制度の改正がありましたので、10月に駆け込みがかなり多くてちょっと比較になりませんでしたから、令和4年度の分と比較させて、今回予算の計上をさせていただいています。

令和4年度の時点、令和4年度に9月時点での寄附額が約9億、10億弱ですね、ございましたので、それと比較すると約90パーセントほどの推移をしています。その90パーセントをベースに、今回予算の追加をさせていただいておりますので、令和4年度が53億ほどの収入がありましたので、今回は48億ほどの収入を計上させていただいています。10月の実績も出ていますので、それと比較すると、9月末では90パーセントでしたけれども、10月末で比べると87パーセントほどと、やっぱり若干落ち気味なところがございます。そして、あと例年11月、12月、年末にかけて寄附額がかなり増額になります。そういったことを見越したところでも、ちょっと48億は現状として少し厳しい値になっているかもしれないというのは、正直思っているところでございます。

ただ今回、アマゾンさんを新たに加えることで、また伸びも少し期待しておりますので、そういったことも考慮して、今回の数字は上げさせていただいているところでございます。

説明は以上になります。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 今言われた数字は、私も協会からのこの前の決算書とかね、過年度のやつを持っていますので分かるんですけども、要は今から急激に上がっていかないと、この数字は難しいということと、できれば最高のことですよ、これは、本当今までの協会の云々のことよりももっとすばらしい結果になると思うんでね、その結果を期待していますけども、ちゃんと協会と詰めといてくださいということを申し上げておるところです。

以上です。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。十分におもてなし協会と情報を共有しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井 和行君） ほかにありますか。

庵原議員。

○議員（５番 庵原 伸一君） １４、１５ページのコミュニティバスの関係ですけど、新しく補正予算で出てきておりますけど、具体的にどういう内容の印刷とか、整備とか、そういうふうにやられていくのか。ちょっと具体的に説明をお願いいたします。それと、ちょっとこの人件費の関連で今度A c t i v e新宮に載っておりました件でちょっとお伺いしたいとですけど、今回A c t i v e新宮に載っております中で、依願退職者というのが６名出て、今年の１０月採用もっておりますけど、５年度えらい退職者が多いなあということで、新宮町に魅力がないのかなというふうに思っています。その辺りの依願退職者がどういうことで辞めていかれるのか、分かったらお願いいたします。それと、その中で分限、懲戒とかいう項目もありましたけども、８名ほど、何か休んであるかどうか分かりませんが、あれは年間で８名とかいうような中で休んであるのか、ちょっとその辺りについて分かったら説明をお願いします。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。まず最初に、コミュニティバスの部分についてお答えさせていただきます。

内容につきましては、需用費の内訳につきましては印刷製本費になります。印刷製本費につきましては、時刻表ですね、ポケット版の時刻表の印刷、それからダイヤ改正を行いますので、その周知のためのポスターですとか、そういったものの印刷ですね。

それから、あと各バス停に時刻表を貼っておりますけども、そのデータの作成ということになります。それから、委託料ですけども、委託料の内訳としましては、各バスのアナウンスですとか、電光掲示板を変更する必要がありますので、その分の変更の委託になります。

それから、工事請負費につきましては、各バス停の設置に関する工事になります。

内容につきましては、以上でございます。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。

すみません、今手元にA c t i v eに掲載した情報がないので、具体的な数字はちょっとすみません、全部は答えられないんですけども、依願退職につきましては、例年より少し多かったというふうには自分も認識しております。

理由については様々ありますので、ここではちょっとお答えはできませんけれども、ここ数年、何人かの依願退職はちょっと続いているなというふうには感じています。

あと分限ですけども、すみません、人数が延べ人数なのか、一人一人なのかもすみません、ちょっと自分も把握、覚えてはおりませんが、分限についてはおそらくほとんどが休職の方だと思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5 番 庵原 伸一君） 新しいコミュニティバスについては、今度ふれあいの丘まで行くんですけど、それについて具体的な工事内容というのは、バス停がどういう形で何箇所ぐらい増えるのかとか、どういう形でバス停の名称ですかね。そういうような形については、どういうことでバス停の名称が決まったのか、その辺り、今後ダイヤ改正もありますし、このコミュニティバスは、いつから走らせるのかというようなこともお尋ねします。

それと、人事についてはA c t i v eの中では休職で8名というふうな形で出ておりますし、今、総務課長が言われましたように、えらいなんか依頼退職者が多いというようなことでちょっとびっくりしとるわけですけど、非常に給料が安いのか、魅力がないのか、ちょっとその辺りは分かりませんが、やはりその辺りについては、働き改革とかいろんな形もありましようけど、ちょっとその辺りについて私は危惧しておりますので、来年度以降については、ちょっとその辺りも十分配慮してやっていくべきじゃないかなというふうに思っております。

それと、適正化計画の中で、今この中で174名になっておりますけど、令和6年度までは177名ということで、今年の採用の中で、それは177というふうな形で、新宮町は考えてあるのか、お伺いします。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。バス停についてお答えいたします。

ふれあい交流館に行くルートにつきましては、そこまでの間でバス停2か所、新設を考えております。1か所につきましては東中学校付近、もう1か所がふれあい交流館の前ですね、ということで2か所の新設を考えております。これは折り返しのルートになりますので、上下線ではなく片側のみのバス停になる予定です。

それから、バス停名称につきましては、まだ正式な決定ではありませんけれども、それぞれ東中学校前、それからふれあいの丘公園前ということでしたと考えております。

変更の時期につきましては、来年令和7年3月24日を現在のところ予定しております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。

議員おっしゃったように、魅力のある町には、職員の勤務状況も含めてしっかり変えていかないといけないんじゃないかと思っておりますし、実際今、マスコミ報道などであまり公務員に対して良いイメージをつけられていないかなというのが正直思っておりまして、やっぱり報道のところもあるのかなというふうには思っています。ただ、町民に対する様々な施策を今からもどんどんやっていかないとはいけませんし、やりがいのある仕事ではありますので、しっかりそれを皆

さんに伝えていけたらというふうには思っています。あと定員については、やはり少しずつでも増やしていくところで考えてはおりますけれども、なかなか採用の後に辞退されたりということで、確保が難しいということもございまして、昨年もそうだったですし、今年もそうなんですけれども追加で募集をさせていただいたりということもありました。ですので、いろんな方法を使って、定員の増員に向けては努力していきたいなというふうには思っております。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（５番 庵原 伸一君） 人事についてはいろいろ考えてありましようけど、そういうことで職員が少ないということであれば、どうしても時間外手当が増えていくんじゃないかなというふうな危惧をしております。ちなみに、普通会計の決算を見えますとですね、時間外手当、糟屋地区管内で新宮町は古賀市に次いで、新宮町の時間外手当の普通会計の決算で見た限りですけど、非常に高いというふうに私は認識しておりますので、ちょっとその辺りについては、若干定数が足りないということであれば、いろんな形でもうちょっと増やしてもいいんじゃないかなというふうなことも考えられますので、ちょっとその辺りについては来年の採用とか、途中退職とかいろんなことについては、配慮をしていただきたいなというふうに思います。

コミュニティバスについてはですね、ちょっと今回、ふれあいの丘については、何もそういう相談等がなかったもので、非常にいきなり予算計上されておりますので、やはりこの点について、どういう予算を組むとかですね、やっぱりそういうことについてはやはり事前にこういう考え方とか、バス停の名称とかいうのは、事前にやはりお知らせ等をしていただかないと、いつ決まったのか、どういうところに何箇所かというのは聞いて、はい、それでいいですかというより、現地を見て２か所より３か所のほうがいいのか、そういうふうなことについても、いきなり予算で２か所とかいうふうに言われても、はい、そうですかということになっていかないかのじゃないかというふうに思っておりますので、予算計上とかいろいろな形については、事前にいろいろ議会に相談とか話しとかをやっていってほしいなと思います。以上です。いいです。

○議長（松井 和行君） 答弁はよろしいですか。

ほかにございますか。

横大路議員。

○議員（８番 横大路 政之君） はい。

今、最後の質問にありましたコミュニティバスについて、お尋ねをしたいと思います。私も一般質問を通してね、コミュニティバスの充実を図るべきじゃないかと、ざっくり言うとね、というような話もさせてもらったんですが、今回の路線変更、拡充になるのか変更になるのか、要望はさておき、もともと寺浦～的野については、路線を変更するんだという計画は聞いていましたが、それはそれで我々も織り込み済みということでいいんですが、相らんど線について

は、様々な課題をこれまで抱えて私は運行してきたんじゃないかなというふうに思います。私自体も、今現在がとてでもないけど路線バスになる、コミュニティバスになるのかなというぐらいの認識であります。

今回、昨日か一昨日か、全員協議会の中で言葉としてどういう説明を受けたかっていうと、今回の措置、あの路線変更は暫定措置、もしくは経過措置という用語で説明されましたよね。それは、あくまでも目的とする、こういう最終形があって、それに至るまでの経過措置なんだという意味なら分かります。だけど、最終形が見えない中で経過措置っていったら、もう簡単に言うとその場しのぎかって。3年経っても5年経っても経過措置のまんま、10年経っても変わらない。それをいつまでも待てと住民の皆さんにっていう話なのかということになるんですね。

ただ、最終形がいつ、どこで、どういうものを目指すから、今現在はこうなんですよっていうのがあって、はじめて経過措置と私は言えると思うんですね。もともといろんな意味で、無理難題を抱えながら運行しとること自体は十分認識しています。だけど、いずれにしても早くそれを対応しないと、特にやっぱりこれから高齢者の方々、障がい者の方々、社会的弱者の方、増えていくわけですから、いつどこでどういうふうに整備されていくのか、その辺の見通し、その具体的な何年何月という話ではなくて、こういう条件が整備されれば、こういうふうになります。その見通しだけでも、ここで説明していただきたい。

せめて、町長がどういうふうにお考えになつとるのか、もう1回聞きます。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

先日の全員協議会での担当課長の説明の中で、議員、今おっしゃいました暫定で経過措置なんだというふうな言葉を使ったのは、私は1日も早くふれあい交流館にはバスを回したいという強い思いがございまして、町民の皆様の声も多くいただいております。

ですので、担当課としては先日ご説明しました国道3号をマリックスが走って、交差点、なんという交差点か忘れましたが、あそこを曲がって、ふれあい公園のほうに入っていくんだというルートで現在ご説明をいたしております。

私どもが最終的に考えておるのは、とりあえずは、まずは町道深町線、現在、移転交渉等で住民の方にご迷惑かけておりますけれども、それが順次ご協力を得まして進みそうですので、その道路拡幅できたら、そちらのほうに取りあえず回したいと。そして、最終的には三代の区画整理ができて、今、ふれあい公園の第1グラウンドとふれあい交流館があるところは行き止まりになっておりますけれども、それが開通すると、区画整理の竣工に基づいて。それが竣工した折には、またそちらのルートを通して、ふれあい交流館に行くというふうなことが最終形態と、私は

今そういう認識をいたしておりますので、そこに持って行くまでの暫定で今3号線を通して、そしてちょっと便数も非常に不十分なものだと思いますけれども、取りあえず、現在できることはもうあれが精いっぱいでございますので、今後、受託者である新宮タクシーさんのほうには、ドライバーの確保もお願いいたしておりますけれども、なかなかそれも現実にはできていないので、本来はドライバーさんを増やして、できればバスも増やして、もうちょっと充実させればいいのかというふうには思いますけれども、なかなか現実、それには至らないということでございます。

また、相らんど線、山らいず線もですけれども、本数に関しては、いわゆるコミュニティバスですので、そこまで多く限度もあろうと思っております。それは住民の方にとっては、5分、10分の時間の差で便利、不便だというふうなお声を多くいただくことだろうと思っておりますけれども、他の地域の、いわゆるコミュニティバスを見ていると、うちよりも何分の1ぐらいの便数しか走っていない地域もございますので、どこが最適なルート、便数なのかというのはいろいろとまた見ながら、また、住民の声も聞きながらやっていかなきゃいけないというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 実はですね、その話を町長からお聞きしたのは、今回が具体的に言うと初めて。町長としてビジョンをお持ちだということをね。それは前町長の時代にも近い話はされていましてから、要するに、行政として継続されとるんだなあということは理解できる。しかし、それが表に出て住民の皆さんに伝わって、初めて経過措置なんですよ。だから、この辺はきちんといつ、どの時点でどういうふうに住民の皆さんに説明をするのか。それイコール議会もそうですね。我々は、行政の方向性っていうのを説明を受けた後に、住民の皆さんに話をするわけですから、そこは情報共有する必要性が私はあると思うんですね。この点をまずもう一度確認をしておきたいというふうに思います。

それから、マリックスの課題、今町長からも出ましたが、運転手さんが見つからない。要するに、確保できないので、今の状態が維持するしかないという、これは僕に言わしたら言い訳だと思っているんですよ。要は、集めるための方法は、どうしたらできるのかっていうのを考えるのが、皆さん方の仕事だと私は思います。それを業者任せにする、例えば委託先の会社の責任におっかぶせるというやり方は、僕は決して許される話ではないと。あくまでも、町が運行するためにはどうしたらいいのかっていうのを考えるのが、町の仕事だろうというふうに思います。それは、もう一度だけ私は指摘しておきたいと思います。

それから最後に、便数の話が出ましたが、基本的によそと比べて多いとか少ないとかって

う話ではなくて、住民の皆さんがどういう目的であのバスを使っとるのか、そのためにはどういう運行体制をとるのがいいのか。これは、新宮町が独自に考える話だろうというふうに私は思います。だから、要するに今現在の便数が多いのか少ないのかも含めて、きちんと新宮町はコミュニティバスはこういうふうに運行するんですよ、こういう住民の皆さんの利便性のために運行するんですよ、ということを明確に示して、その目的地を目指すべきじゃないかなあというふうに思っていますので、その辺をきちんと押さえた上で、これからどうするのかを決めていただきたい。

何か一般質問みたいな話になりましたけど、取りあえず、もう一度そういう趣旨で考えていただきたいということを申し添えておきます。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。おっしゃることはよく分かります。

ただ、やっぱり現実として限界もございますので、その限界をどこに持っていくかがまた大きな話になろうかと思えますけれども、当然コミュニティバスを導入したのは、住民の皆さんの交通の利便性の向上のためでございますので、それは当然基本に置きつつ、できる限りの施策は打っていききたいというふうに思っておりますので、ただし、その中には見直し、スクラップアンドビルドではございませんけれども、そういったこともやっていかなきゃならないと思いますので、バス停の、もしかしたら廃止がある、どこかのバス停の廃止を行なってさせてもらうことも将来的にはあろうかと思えますので、そのときはまた議会のほうにご相談しながら、町民の皆様の声も聞きながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（８番 横大路 政之君） ３回目やね。いいよね。はい。

要するに、昔、使い古された言葉で「聖域なき改革」という言葉がありました。要するに、これは絶対崩せないんだというような考え方で取り組んだら、多分この方向性って、妥協点に落ちつかざるを得なくなると思うんですね。だから、やはり改革、改革って今現在もう既に運行してるわけですから、これをどうやっていくのかというのは基本指針、要するにさっきも言いましたけど、終局的な目的地、これも含めて明確に方向性を見誤らないように、これから進めて対応していただきたい。

答弁結構です。以上です。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

はい、温水議員。

○議員（３番 温水 眞君） はい。

ちょっと先ほど質問し忘れていたので、別の内容ですけど、障害者福祉費の件なんですけどね。これ先ほどの説明ですと、利用日数が増えたので不足が見込まれるということで説明があったんですけど、これ、ここ数年、毎年上がっていますよね。障害児の自立支援給付費ということで、これでいくと4億5,000万円ぐらいですか。もう1つの自立支援給付費で5億8,000万円ぐらいで、おのおの倍以上の伸びなんです。時系列で見ていると、毎年数千万ぐらい、ちょっと大幅に見込まれるんですけども、利用日数が増えたということよりも、実際におのおの人数が大幅に増えているのかなというふうな気もするんですけど、この障害児自立支援給付費を自立支援給付費、おのおの何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。お答えします。

障害児の給付費なんです、それぞれサービスがいっぱいあるので、その合計になりますので相談の支援だったり、児童発達、放課後デイの利用とかいろいろありますので、それぞれなんです。プラス、人数も当然若干ずつ増えていますし、あわせて利用日数も増えていますので、それぞれが一人一人また違う利用日数になりますので、一概にポンというのが難しい状態です。

以上です。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今度の一般会計補正予算については、いろいろふるさと納税とかいろんな補正予算等が大きくなりますので、何かもう総務委員会でもっと付託して審議して内容を精査してもらったほうがいいかなという、私は感じを持っておりますけど、付託していただきたいなというふうに思いますが。

○議長（松井 和行君） 総務委員長、どうでしょうか。それでは、皆さんにお諮りします。

まだ質問的に聞きたい部分がある方は、おられませんか。

一応、庵原議員が提案されましたけど、今の流れでいけば大体もう質問が終わったような形に受け取っていますので、一応これで付託っていうのはないという形でいきたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） はい。それでは、質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第109号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第109号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第110号議案

○議長（松井 和行君） 日程第15、第110号議案、工事請負契約の締結について、新宮東中学校武道場空調機器設置工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第110号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。

1、契約の目的、新宮東中学校武道場空調機設置工事。2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、4,499万円。契約の相手、株式会社落石建設、代表取締役、落石雄一郎。

5、工期、契約締結の翌日から令和7年5月26日まで。

提案の理由といたしまして、新宮東中学校武道場空調機設置工事を施工するため、令和6年10月29日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負計画契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページ目をお願いいたします。そちらに参考資料をお付けしています。（1）として入札結果表、（2）として工事の概要をつけさせていただいております。

2ページ目をお願いします。そちらに位置図及び配置図をつけさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。

この工事費はちょっと分かりましたけど、予算の段階で設計の委託料、それから管理委託料、これが予算の段階では、おのおの368万5,000円と281万6,000円という予算が出ているんですけど、この決定金額はいくらですか、おのおの。

○議長（松井 和行君） 暫時休憩します。

午前11時46分休憩

.....

午前11時50分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。大変失礼いたしました。

管理のほうにつきましては、236万5,000円でございます。

設計につきましては、319万円でございます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） そうすると、この設置工事費を合わせて、金額おおよそどのぐらいになるんですかね。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） 失礼いたしました。全てで5,054万5,000円になります。
以上でございます。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい、ありがとうございました。

もともと5,670万円ぐらいで組んでいたということで、9掛けで終わったということですね。はい。あと、この前も言いましたけど、新宮中学校の時、すごい何か金額が見積りが多過ぎたかどうか分かりませんが、高く組んでいて実際は6掛けか7掛けぐらいに終わっているということなので、要は次に予算を組むときに、もっとシビアに予算を組んでもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますんで、余計なことかも知れませんが、よろしくお願いします。以上です。

○議長（松井 和行君） 答弁はよろしいですか。ほかにございますか。

北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 今回の指名業者ね。その入札の基準、これ多分、建築工事の1つとして発注されたと思うんですが、この今、入札の業者の指名の今回の指名の基準は、何ランクで設けられているんですかね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。こちらについて、すみません、ランクまでははっきり覚えていないんですけど、建築での選考では間違いございません。空調の機器については、通常管工事ですることが多かったんですけども、今回については建築の部分が必要であるということで、建築での先行にさせていただいています。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） そしたらね、質問をちょっと変えますけども、要は町で指名する時に、いくら以上はAとかBとかいうふうに基準をつくっているじゃないですか。ほんならそれを当てはめると、どこのランクの仕事になるんですかね。ABCとかあるでしょ。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。今回の金額につきましては、Bランク以上になります。はい。
失礼いたしました。4,500万以上9,000万円未満ですね。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。そしたら、ここの指名に入っている、入札の指名に入っている方は、皆さん建築ではBランク以上ということによろしいんですかね。

それと、中身を見ると、多分Bランクとかが1番、業者としては多いのかなとか、BかCが1番多いのかなとは思いますが、言ったらこの中にも言うたら、今どういうふうになっているかわかりませんが、特Aとかね、AAとかいう業者も入っているのかなと思うんですが、やっぱりそういう選定にしないといけなかったんですかね。要は、Bランクがたくさんいらっしゃる中で、要は特Aの業者を入れないといけないとかいうふうなことになるように思うんですが、その必要があったんですかね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。

今回の工事につきましては、Bランク以上ということでの選定をさせていただいているんですけれども、管工事の空調ということで、ちょっと特殊な工事が大きかったのもあつての選考、具体的にどこをどう入れるということについては、ちょっと言及はできませんけれども、その中で実績なりを確認させていただいた中での今回選考ということにさせていただいております。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第110号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第110号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第111号議案

○議長（松井 和行君） 日程第16、第111号議案工事請負契約の変更について、相島小学校校舎及び体育館屋上防水・外壁改修工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第111号議案、工事請負契約の変更について。相島小学校校舎及び体育館屋上防水・外壁改修工事について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでご

ざいます。

1、契約金額、変更後2億3,485万6,600円、変更前2億2,990万円。差額として、495万6,600円を増額するものでございます。

2、契約の方法、随意契約。

提案の理由といたしまして、相島小学校校舎及び体育館屋上防水・外壁改修工事に係る工事請負契約について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要が生じたので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページ目をお願いいたします。参考資料をつけさせていただいております。（1）変更理由といたしまして、体育館棟外壁のアスベスト除去において吹付下地を撤去したところ、躯体のコンクリートが想定よりも劣化していることが判明したため、劣化部分を補修した上で下地を吹きつける必要が生じたこと及び渡り廊下の腰壁の劣化状態がひどく、作業の際に破損するおそれがあることから、塗装処理から取替に変更するために工事費を増額するものでございます。

契約の（2）といたしまして、契約の概要として、契約の相手方、占部建設株式会社、代表取締役、占部歓久と変更契約を結ぶものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。

変更理由の中にあるアスベストの除去というのが、私は非常に気になるんですけど、もともと大気汚染の関係からアスベストの所在については対策を講じなさい、特に公共施設についてはもう20年近く前、法整備されたんだろうと思うんですけど、それ以降、対策を各地でとってきたはずなんですよ。それが今現在、相島の体育館に存在すること自体が、私はどういうことかと思うんですよ。

要するに、なぜ今まで放置されとったのか、アスベストがね。多分、その当時ですよ、もう何年かもう記憶には全くないですけど、要するに公共施設にはもう存在しないんでしょうねという話をしたら、ないというのが当時の行政の答弁でした。それが、現実に関、相島の体育館に存在するということ自体が、もう不思議でならないんですけど、どういうことだったんでしょう。

それをご説明ください。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。

私のほうも、ちょっとその当時の記憶っていうのはございませんけども、今回、相島小学校は

昭和57年につくられておるんですけども、そちらのほうで当時つくられてあったとは思いうんですけども、その時にアスベストの削除した調査の中で、その部分がちょっと一緒になってたかどうかというのは、ちょっと私のほうでは分かりませんが、今回そういった体育館のところの外壁を吹付下地というところで撤去したときに発覚した工事になるんですけど、そのアスベスト自体が実際に残っていたかどうかというのは、ちょっと自分のほうですみません、この場でちょっと回答することができない、申し訳ございません。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） これはですね、公共施設の管理の上で、大きな私は汚点もしくはミス、ミスで片づけられる話じゃないと思うんですが、アスベスト、これ調べてもらおうと分かると思うんですがアスベスト、法律の名前は分かりませんよ。対策法か何か、何らかの形で法が整備された折に、まず1番最初に、公共施設からアスベストを全て除去しなさいというのは、法の目的だったはずですよ。

その次に民間施設、例えば立体駐車場の壁面なんかは、要するに防火対策でアスベストをボンボン吹きつけた時代があるんですよ。それは、国も攻めたてられたでしょ。当時、要するに国が推奨して、こういう工事をやったのに防火対策でね、やったのにそれが要するに、一気にまたそれを剥がしてやり直せというようなことで、金がなんぼあっても足らんのかなというものが、当時の世間一般の意見でした。

その中で、要するに公共施設は、当然ながら、特にこれ学校ですから、子どもたちの健康被害っていうのは大きな問題になりますからね。中皮腫という大変な病気にかかる可能性があるわけですから、当時はやったはずなんです。例えば、役場、建物、役場にも確かあったはずですよ、アスベスト。こういったものの中から、相島小学校の体育館が漏れとったということになると、大変な問題だと私は思うんですよ。

今回発覚したからいいよという話ではなくて、管理体制がどうなっとったんかって。これね、大きな問題ですよ。だから、要するにきちんと調査してね、要するにどういう管理体制で、結果的に多分漏れたんでしょう。今現在あるということとはね。今回の工事で見つかったということ。その点は、やはりきちっと精査して対応してもらわないと、これは大きな問題だと私は思います。

特にね、地下にあれがあった時代もあるんですよ。PCB、変電用の変圧器が地下に、要するに使用済みになってプールしてって、これも確か大変なお金をかけて処分したはずですよ。そういったことをひっくるめて、やはり公共施設の管理については、もっと責任を持ってやってもらわないかんというふうに私は思います。

教育長、どうです？

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） その当時の町としての点検は、しっかりやられた結果だと私は思っています。ちょっと確認したら、令和４年度、令和５年度からアスベストの法改正がなされて、さらに厳しくなった。そこで、今回のこの工事の部分の中に引っかかってきたというところの状況で、今こういう作業をしているということで、当時そのアスベストの部分をした時には、町としてはそういった対応をしておっての状況だろうと思います。今回そういったところで、改定に当たって、さらに除去したら法改正に沿って厳しくなった分で、そういう状況でしたので、あわせてこういう作業をしたと。横路議員おっしゃるように、子どもに関わるそういう健康被害になるような形はしっかりやっていかなくちやいけないと思います。そういった意味で、しっかり今後もそういう管理、施設設備についてはしっかりやっていかなくちやいけないと思っております。ありがとうございます。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） すみません、補足をさせていただきます。

以前、言われたように、アスベストについてはもう全て撤去するというので、撤去もしくは撤去できないところについては固めてしまうというのが昔のやり方でした。そういう対策は、全てもう終わっています。今回、小学校だけに限らず、いろんな場所の外壁などにアスベストが含まれた素材を使った建物がかなり残っていて、それはもう固めてあるから対象の、実際にアスベストを撤去しなさいという対象から外れているんですね。

ただ、先ほど教育長が申されたように、４年度、５年度に改正がありまして、改修の際に、壊すときにアスベストが出るから、その対策をまずとりなさいということで、改修の際にはアスベストを含んだ素材を全部撤去しないといけないということになっています。町のほうで、以前やった対策については全て終わっておりますし、固めたものについては害がないということが言われていますので、対策が必要なものについてはありません。

ただ今後、建物の改修をする際に壁を壊すという場合には、中には入っていない素材もあるらしいんですけども、調査をした上で、アスベストが含有していれば、そのアスベストに壊すときに出るような粉じんなどを吸わないような対策をしたりですね、そういった対策をとっての工事をしなさいと。その部分で、施工が高くなったりはするんですけども、そういったところが出てくるように今なっています。それは先ほど言われたように、５年の改正だったと思います。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（８番 横大路 政之君） 今の説明からいくと、その当時の法体制の中ではきちっとやっていたよと。ただし、今回そういうことで工事の着手に当たって、新たなアスベストを含めた対応策が求められたので、新たにまたそれまでやりますよということで理解していいわけですね。だから、基本的に当時の法律で定められたことに反するようなことは、公共施設には一切な

かったということの説明をしたということでもいいんですか。大丈夫ですね。分かりました。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。

今回、外壁を改修にするに当たっては、工事に対してアスベストが入っているっていうのは分かっていますので、その対策自体をとっての工事をやられていると思います。今回増えた分は、多分アスベストの工事をはぐったときに、中の躯体のものがもっと悪いところが多かったっていうことだとは思いますが。

だから、アスベストの対策分で増えたということではなくて、もともとアスベストの対策の工事はする。それをした上でやるっていうところだったんですけど、それをしている過程でもっと悪いところがいっぱい見つかったので、その部分での増額ということが、今回の契約の変更ということになっています。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第111号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第111号議案は原案のとおり可決されました。

12時を過ぎましたが、このまま会議を続けます。

日程第17. 報告第25号

○議長（松井 和行君） 日程第17、報告第25号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 報告第25号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について。新宮町議会の議決に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。予定価格が130万円以上の工事又は製造の請負契約につきまして、一般会計については、そちらに記載しているとおりの10件ございました。特別会計については該当はございません。2ページをお願いいたします。予定価格が50万円以上の委託契約については、一般会計について、そちらに記載している次の3ページでありますけれども、合計で21件ございます。

3 ページ目をお願いいたします。特別会計については該当はございませんでした。

4 ページ目をお願いいたします。予定価格が130万円以上の工事又は製造の請負契約、事業会計につきましては、こちらに記載してます10件ございました。

5 ページ目をお願いいたします。予定価格が50万円以上の委託契約につきまして、事業会計につきましては、こちらに記載して3件ございました。

なお、参考資料としまして入札結果を添付しておりますので、ご覧いただけたらと思います。

説明は以上で終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第18. 報告第26号

○議長（松井 和行君） 日程第18、報告第26号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。質問があれば監査委員にお尋ねください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 以上で報告を終わります。

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し、散会いたします。

午後12時15分散会
